

皇室典範（こうしつてんぱん）

天皇の地位である皇位の世襲による継承を中心として規定した法律（1947公布）。大日本帝国憲法時代にも同名の法規範があったが、それは憲法を頂点とする政務法体系と区別された、皇室事務に関する官務法体系の頂点に立つものであり、大日本帝国憲法と並ぶ最高の成文法典であった。

旧皇室典範は、皇室自律主義の原則の下で、臣民の意思を反映させるべきものではないとされていたので、天皇によって勅定され（1889年2月11日、つまり大日本帝国憲法と同日。ただし、皇室の家法であるとして公布されなかった）、その改正にあたっては帝国議会は関与を認められなかった（ただし、1907年の増補時より公布）。

それに対し、国民主権原則をとる日本国憲法下での皇室典範は、国権の最高機関である国会の議決する法律の一種であり（日本国憲法2条）、憲法を最高法規とする一元的法体系において憲法の下位法としての位置をしめる。

王位継承については、憲法みずからが具体的に定めるベルギー、オランダなどの型と、憲法は基本原則のみを定め詳細を〈王位継承法〉などにまかせるスウェーデン、デンマークなどの型とがあるが、日本は後者の類型に属する。

現行法は、皇位継承資格・順位、摂政となる資格・順位、天皇・皇族の身分・特典、皇室会議などについて定めているが、旧法にあった元号制定、神器の継承、大嘗祭に関する規定は存在しない。

ただし、女帝の否定（皇室典範1条）や生前退位の否定（4条）のように、法の下での平等や基本的人権の尊重を定めた憲法上疑問のある規定も含まれている。

横田耕一 (c) 1998 Hitachi Digital Heibonsha, All rights reserved.